

「一般海域における占用公募制度の運用指針（案）」に対する意見

[氏名]	日本商工会議所 東京商工会議所
[住所]	〒100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル
[電話番号]	03-3283-7836
[FAX番号]	03-3213-8716
[電子メールアドレス]	sangyo2@jcci.or.jp
[意見内容・理由]	<p>今後の成長が期待される風力発電等、再生可能エネルギー関連事業に関する頻繁な制度の見直し・ルール変更は、事業者の予見可能性と国際的な制度の信頼性を損なうことにもつながりかねず、わが国企業における技術開発、関連産業の成長と競争力強化の観点から望ましくない。</p> <p>また、止むを得ず制度を見直す場合には、公正かつ透明性の高いプロセスを踏まえるべきであることは言うまでもない。</p> <p>※個別の改訂内容に関する意見は、別添「「一般海域における占用公募制度の運用指針（案）」に対する意見」のとおり。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

(別添)

「一般海域における占用公募制度の運用指針(案)」に対する意見

改訂案の該当箇所(下線部)	意見内容・理由
<p>第2章 公募</p> <p>1. 公募占用指針の策定、公示等(本法第13条)</p> <p>(2) 公募占用指針に定めるべき事項 (本法第13条第2項第1号～第16号)</p> <p>11) 選定事業者を選定するための評価の基準 (本法第13条第2項第15号)</p> <p>① 評価基準の基本的な考え方</p> <p>なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、<u>当面は1:1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。</u></p> <p>また、価格と事業の実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。</p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>現行のまま「当初」とするか、明確に期限を定めるべき。</u></p> <p>(理由)</p> <p>再生可能エネルギー導入促進に当たっては、エネルギーを利用する事業者(需要家)の経営の安定と国際競争力の維持・強化、ならびに国民負担の軽減の観点から、可能な限りコストを抑えることが望ましい。</p> <p>令和元年5月17日に閣議決定された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」でも「国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することの重要性」について明記されている。</p> <p>早期に供給価格に重点を置いた配点への見直しを検討すべきである。</p>
<p>ア 価格の評価</p> <p>価格は以下の算出式により評価する。</p> <p>価格点 = (最低入札価格 / 提案価格) × (満点【120点】)</p> <p><u>FIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定する。提案価格が「最高評価点価格」以下の場合、当該価格点を一律120点とする。また、「最高評価点価格」を下回る価格の提案があった場合、「最高評価点価格」以上の価格を提案した者の価格点を算</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>企業によるコスト削減努力が十分反映される仕組みとすべき。</u></p> <p>(理由)</p> <p>再生可能エネルギー導入時のコスト抑制の重要性は前述のとおり。提案価格が「最高評価点価格」</p>

<p>出する際は、算出式における「最低入札価格」は「最高評価点価格」とする。</p> <p>なお「最高評価点価格」を設定する場合には、<u>調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。</u></p>	<p>以下の場合、当該価格点を一律 120 点とする改訂案では、競争原理が十分機能せず、市場価格の低減を阻害する恐れがある。</p> <p>また、「最高評価点価格」の設定にあたっては、<u>調達価格等算定委員会の意見を聴取・尊重するとされているが、エネルギーを取り巻く環境変化が激しい中、適切な最高評価点価格を導き出すことは困難が想定される。</u></p>
<p>(確認の視点及び確認の方法)</p> <p>各項目の具体的な確認の視点及び確認方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。</p> <p><u>※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。(⇒削除)</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>本記載は削除すべきでない。</u></p> <p>(理由)</p> <p>再生可能エネルギー導入時のコスト抑制の重要性は前述のとおり。国としての責任を明示すべき。</p>
<p>(評価の配点)</p> <p>ii) 事業実現性に係る各要素の評価の配点</p> <p><u>事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。また、事業計画の信頼性や実現可能性の観点を確認するため、計画の根幹に関わる基盤面と計画の実施に関わる実行面に分けて評価する。事業計画の迅速性や基盤面、実行面や電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める。</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>①評価が難しい「迅速性」に、より重点を置く今回の改訂案には賛成できない。仮に迅速性を評価する場合、運転開始時期遅延等の際のペナルティ等の措置を併せて検討すべき。</u></p> <p><u>②公募占用指針による案件ごとの配点変更は望ましくない。やむを得ず変更する場合は、その理由を示すべき。</u></p> <p>(理由)</p> <p>①事業計画の迅速性を評価項目として切り出すとしているが、他に比して評価ウェイトが大きく、バランスを欠く。事業環境が大きく変化し不確実性が高まる状況下で、事業者による工期の順守、あるいはその評価は容易ではない。</p> <p>事業者が得点目的から十分な根拠を伴わない短期の工程によって入札することも想定され、却って整備が遅れることにもつながりかねない。</p> <p>②事業者の予見可能性を高めるため。</p>

<p>(評価基準)</p> <p><u>上記を踏まえ、以下の各階層の評価の考え方を基本的な方針として、公募占用指針において各評価項目毎に階層評価の具体的な基準を定める。</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p>①案件毎の評価基準の変更は最小限に止めるべき</p> <p>②表には「評価の基本的な考え方【地域調整、波及効果関係】」として、全ての評価区分（トップランナー等）について、「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに意見があったもの」との記載があるが、この内容は公表を原則とすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>①事業者の予見可能性等を高めるため。</p> <p>②評価の透明性を担保するため。</p>
<p>12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）</p> <p>④ 公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項（新規追加）</p> <p><u>同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>「一者あたりの落札数の制限」等の制度を設けることは望ましくない。</u></p> <p>(理由)</p> <p>国内における風力発電の担い手を育て、裾野を広げる観点は理解するが、改訂案では、健全な価格競争が妨げられる可能性がある。</p> <p>規模の小さい日本の洋上風力市場において、市場を細く分割すれば、再エネ発電コストの低減を阻害することにもなりかねない。</p>
<p>第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定</p> <p>1. 選定事業者の選定（本法第15条）</p> <p>(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定（本法第15条第2項、第3項、第4項）</p> <p>2) 選定及び学識経験者の意見の聴取（本法第15条第3項、第4項）</p> <p><u>評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、都道府県知事の意見を参考聴取し、公募の公平性・公正性を踏まえつつ合理的な理由とともに都道府県知事の意見が示された場合には、その意見を最大限尊重して評価を実施する。</u></p> <p><u>評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定す</u></p>	<p>(意見内容)</p> <p><u>意見聴取先には「関係市町村、漁業関係者等」に止まらず、広く地域の商工業者を加えるべき。</u></p> <p>(理由)</p> <p>地域の関係者（直接の事業関係者を除く）の意見を聴取することが重要との記載は妥当。電力の地産地消や景観への影響の観点から、意見聴取先には「関係市町村、漁業関係者等」に止まらず、広く地</p>

<p><u>るのに当たり適用される評価基準については、本法第 13 条第 5 項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する。</u></p> <p><u>なお、都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要である。その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。その際、当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。</u></p>	<p>域の商工業者を加えるべき。</p> <p>なお、地域との共生に関する事項について、都道府県知事の意見を最大限尊重するとの考えに異論はないが、それにより健全な価格競争が妨げられるようなことがあってはならない。</p>
---	--

以上